

第 1 0 3 号議案

足立区精神障害者地域生活支援センター条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 9 年 1 2 月 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区精神障害者地域生活支援センター条例等の一部を改正する条例

(足立区精神障害者地域生活支援センター条例の一部改正)

第 1 条 足立区精神障害者地域生活支援センター条例（平成 9 年足立区条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同条第 5 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(4) 精神障害者の相談支援事業に関すること。

第 4 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(4) 自立支援法第 5 条第 1 7 項に規定する相談支援事業に必要な施設

第 6 条に次のただし書を加える。

ただし、第 4 条第 1 項第 4 号に規定する施設においては、自立支援法第 5 条第 1 7 項第 1 号に規定する相談支援の便宜の供与を要する者及び同項第 2 号に規定するサービス利用計画の作成に係る便宜の供与を受け、同法第 3 2 条に規定するサービス利用計画作成費の支給決定を受けた者とする。

第 8 条に次のただし書を加える。

ただし、第 3 条第 1 項第 4 号に規定する相談支援事業のうち、自立支援法第 5 条第 1 7 項第 2 号に規定するものについては、同法第 3 2 条第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算出した

費用の額とする。

(足立区精神障害者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 足立区精神障害者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例(平成19年足立区条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中第6条の改正規定を次のように改める。

第6条を次のように改める。

(利用者の範囲)

第6条 自立支援センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第4条第1項第1号及び第2号に規定する施設 自立支援法第19条第1項に規定する訓練等給付費の支給決定を受けた者
- (2) 第4条第1項第3号に規定する施設 区内に住所を有する精神障害者等で、区長が別に定める者
- (3) 第4条第1項第4号に規定する施設 自立支援法第5条第17項第1号に規定する相談支援の便宜の供与を要する者及び同項第2号に規定するサービス利用計画の作成に係る便宜の供与を受け、同法第32条に規定するサービス利用計画作成費の支給決定を受けた者

第2条中第8条の改正規定を次のように改める。

第8条を次のように改める。

(利用料金)

第8条 自立支援センターの各施設を利用するにあたっては、次に掲げる利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

- (1) 第4条第1項第1号及び第2号に規定する施設 自立支援法第29条第3項及び第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算出した費用の額

(2) 第4条第1項第3号に規定する施設 無料

(3) 第4条第1項第4号に規定する施設 無料。ただし、第3条第1項第4号に規定する相談支援事業のうち、自立支援法第5条第17項第2号に規定するものについては、同法第32条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算出した費用の額とする。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

付 則

この条例中第1条の規定は平成20年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

(提案理由)

障害者自立支援法に基づく相談支援事業の開始に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。